

島根県育英会 定住誘導事業について

【奨学金】 ～大学等に在学中、毎月奨学金を無利子でお貸しする事業です。

応募資格	島根県出身で、大学・短大・大学院・高専(4年生以上)・専修学校(専門課程のみ)に在学中または進学・転学予定の方が応募できます。(合格が未定でも応募できます。)
採用人員	52名
貸与月額	3万円～7万円の内、1万円単位で自己選択制(無利子)
返還方法	卒業の6か月後から、貸与を受けた月数の3倍の期間内で返還 ★3万円を4年間借りた場合の返還例・・・毎月1万円の144回(12年)返還 ★7万円を4年間借りた場合の返還例・・・毎月2万4千円の140回(11年8か月)返還

【定住免除】 ～奨学生が卒業後 島根県内に居住した場合は、返還金の一部を免除します。

返還の特例	【平成14～28年度】 奨学生として貸与を受けた奨学金貸与の月額にかかわらず、奨学金の貸与月額3万円を基礎貸与月額として定住免除の対象とし、基礎貸与月額3万円に対応する返還額の1/2を奨学金返還者が島根県内に居住した期間に応じて、本来の返還額から一部免除します。 ★平成27年3月:対象期間に平成24～28年度を追加し制度を延長しました。
--------------	--

※大学生の一例(貸与月額6万円、卒業後県内に居住した場合)

貸与額6万円×12月×4年＝288万円(12年返済で月額2万円返還)

免除額 3万円×12月×4年×1/2＝72万円(12年返済で月額5千円免除)

(返還途中で県内に居住した場合はその期間のみ免除)

公益財団法人島根県育英会

〒690-0887 島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階

Tel 0852-28-1981

Fax 0852-26-2089

E-mail info@shimane-ikuei.or.jp

Url <http://www.shimane-ikuei.or.jp>